

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2021年春闘要求書の回答等について
夏季休暇の取得日数等の見直しについて
交渉日時 令和3年4月28日(水) 15時～17時50分
交渉場所 宇治市役所 本庁8階大会議室
交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 北尾市長公室副部長 西川人事課長
岡野人事課副課長 足立人事研修係長 大槻給与係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計12人

概 要	2021年春闘要求書に対する回答及び夏季休暇の取得日数等の見直しについて提起を行った。
組合の主張	<p>① 回答書の全般的な印象として、これまでの回答内容と比較すると後退したように感じる。組合と協議していきたいという文言もないが、今後は協議もしないということか。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策について、現在、人員が不足している山城北保健所へ保健師を応援派遣しているが、いつまで実施するのか。応援体制については必要であると理解しているが、本来、府機関における人員不足は府で対応すべきである。</p> <p>③ 今年度の定員に対し欠員となっている幼稚園教諭は、早急に採用を行い、欠員を解消すべき。</p> <p>④ 夏季休暇は、心身のリフレッシュのために必要な休暇であり、近年の酷暑の状況も踏まえると、心身への負担は増えており、日数を減らすことについては理解ができない。</p>
当局の主張	<p>① 勤務条件に関する事項については、労使交渉に基づいて解決していくというスタンスは変わっていない。</p> <p>② 宇治市民の感染者も多く、疫学調査がなかなか追いついていない状況。結果的に宇治市民にも影響が生じることを考慮すると、引き続きの応援派遣はやむを得ず、現状、期限についても定まってはいない。</p> <p>③ 幼稚園教諭の採用については、将来的な公立幼稚園ニーズも踏まえた定数を見定めることが必要であり、今すぐ職員の採用を実施できる状況にない。</p> <p>④ 地方公務員法の情勢適応の原則に基づき、国、府、府内他市の状況と比較すると、本市は最大となる7日であり、このままでは市民理解が得られないと判断し、市職員の勤務条件を守っていく立場から、府と同程度となる5日が適当と考えての提起である。</p>